

## 営業秘密の法務

吉田 寛 相談部 東京相談室

大手総合電機メーカーの研究データが海外の競業企業へ漏えい、大手通信教育事業者の保有する顧客情報が名簿業者などへ流出……。企業が所有する技術情報や顧客情報といった「秘密情報」の外部流出が相次いで報じられています。流出経路は、「従業員の不注意によるメールの誤送信」「秘密情報を記載した資料や保存した記録媒体の持出時の紛失」「従業員の不正行為による外部への提供」「ハッカーなど外部からの不正アクセス」「競業他社へ転職した退職者による流出」「外部企業との業務委託や共同研究開発、業務提携に伴う相手方企業からの流出」などさまざまです。

しかし、企業経営にとって重要な秘密情報の漏えい防止は、企業の競争力維持や顧客の信頼、社会的信用を保つために不可欠なものです。このため、秘密情報を保護する法律として「不正競争防止法」が存在します。

今回は、同法の保護を受けられる「営業秘密」の範囲や要件と、営業秘密管理の実務上の留意点、営業秘密侵害行為への対抗措置などについて解説します。

### 1. 不正競争防止法の保護を受けられる営業秘密の定義

企業経営にとって重要な秘密情報を保護する法律として「不正競争防止法」があります。同法では、営業秘密を「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」（同法2条6項）と定義しています。同法が規定するこれらの要件を満たせば法律上の保護を受けられることになります。以下では、要件を具体的に確認します。

#### [1] 秘密管理性（秘密として管理されている）

「秘密として管理されている」といえるためには、営業秘密を保有している企業が当該秘密を秘密であると主観的に認識しているだけでは不十分で、従業員や外部の者から、客観的に秘密として管理されていると認められる状態にあることが必要となります。

具体的には、(a) 当該秘密にアクセスできる者が制限されていること（アクセス制限）、(b) 当該秘密にアクセスした者に当該秘密が秘密であることが認識できるようにされていること（客観的認識可能性）——が求められます。

## [2] 有用性

「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」とされ、具体的には、製品の設計図・製法、顧客名簿、販売マニュアル、仕入先リストなどが挙げられます。ここでいう「有用な」とは、実際に事業活動に使用されていたり、使用されることによって、経費の節約、経営効率の改善などに役立つものであることとされています。研究開発に役立つなど、事業活動にとって有用であることが必要です。

## [3] 非公知性（公然と知られていないもの）

「公然と知られていないもの」とは、情報の保有者の管理下以外では入手できない状態にあることをいいます。保有者以外の者が当該情報を知っていたとしても、人数の多少にかかわらず当該情報を知っている者に守秘義務が課せられていれば、保有者の管理下にあることから、「公然と知られていない状態」にあるといえます。

## 2. 営業秘密管理のための実務上の留意点

営業秘密管理のための対策は、保有する営業秘密の重要度、対策にかけることのできる人材や予算によって異なりますが、以下では一般的な対策を説明します。

### [1] 営業秘密の洗い出し

自社が営業秘密として管理しなければならない秘密情報を正確に把握することから始めます。前項1－[2]「有用性」で列挙したように、製品の技術に関する情報、販売マニュアル、仕入れ原価などのほか、顧客の属性情報（製品の購買見込みや時期、業務の発注見込みや時期、購買や発注予算の権限者等）などで、「競合する企業に知られると支障を来すもの」「外部へ流出すると顧客の信頼を失うもの」といった観点から洗い出すとよいでしょう。

### [2] 営業秘密の周知徹底

当該情報に触れる機会のある従業員に、当該情報が秘密であることを認識してもらうことが必要となります。例えば、情報の保管されている媒体に「極秘」「マル秘」などの表示をします（秘密の重要度に応じてランクづけをして表示する方法もあります）。

### [3] 営業秘密の管理

#### （1）保存・持出・廃棄の管理

紙媒体の場合は、机上などへの放置を禁止し、施錠可能なキャビネットや金庫などへ保管します。管理されている場所については、「持出厳禁」「写真撮影禁止」「関係者以外立ち入り禁止」などの表示を行い、誰もが「秘密として管理されている」という認識をもてるようにします。持出は禁止とし（やむを得ない場合は上司の許可を取り、持出簿等に記載して管理する）、廃棄の際は（一定の権限者が）シュレッダーにかける、情報ファイルを消去するなど、具体的な方法をルール化します。

USB メモリなどの記録媒体で保存する場合は、当該媒体や媒体を保管するケースなどに、「秘密」の表示を付け、持ち出しや廃棄は前述のルールに従って対応します。

電子媒体で保存している場合は、保存先を従業員個人へ貸与しているパソコンではなく（会社貸与のパソコン自体に記録媒体を差し込みできないようにすることも有効です）、外部ネットワークと遮断されているパソコンやサーバーに保存し、ファイル名やフォルダ名への秘密表示の付記と当該ファイルを開いた際の画面上への秘密表示、当該ファイルの閲覧を一定の権限者に制限してパスワードを設定します。

## （２）従業員の管理

社内で使用するパソコンなどの情報機器やUSB メモリなどの記録媒体は、会社貸与品に限定し、従業員個人のパソコンやスマートフォン、カメラその他の情報機器、記録媒体の持ち込みを原則禁止します。

また、外部への営業秘密のメール送信を原則禁止し、メールのモニタリング制度を導入することも有効です。外部へファイルを送信する際は、ファイルへのパスワード設定を必須とし、パスワードは別途受信先へ伝えるなど、秘密情報がファイルごと流出しないようにします。

以上の（１）（２）で示したルールを就業規則や秘密保持管理規程などにまとめ、社内で共通の認識をもつようにします。また、入社時や管理職昇進時に実施する研修などの機会を捉えて、秘密管理規程による秘密保持義務を説明したうえで、秘密保持契約書を徴求することも、従業員の認識を深める意味で有効です。加えて、退職時には必要に応じて競業禁止兼秘密保持の誓約書を提出してもらうことも検討します。

さらに、部外者の侵入による秘密情報の盗難を防止するため、従業員には社員証や名札の着用を義務づけます。

## （３）外部企業との契約による管理

企業が業務委託契約などで外部企業へ自社の営業秘密を開示する場合（例えば、自社新商品に関するDM 発送業務を委託するため、対象見込み客の名簿を外部の委託先へ渡す場合など）も、社内での管理と同様の趣旨で、対象となる営業秘密に「対外密」と表示するなどして、業務委託先に、秘密であることを認識させて周知徹底し、秘密保持契約を締結します。

秘密保持契約では、提供した営業秘密を所定の目的以外に使用しないこと、秘密の重要度の高いものについては再委託を禁止すること、委託元委託先ともに営業秘密を授受できる者を限定すること——などの義務を課し、営業秘密の外部流出を未然に防ぐための措置を講じることが大切です。

## 3. 営業秘密侵害行為(不正競争行為)

営業秘密に関する不正競争行為は、①秘密を不正取得する行為（不正取得行為類型）と、②正当に取得した秘密について不正に使用・開示する行為（正当取得行為類型）に大別されます（次ページ表参照）。

類 型		内 容 (具体例)
不正取得行為 (もともとの保有者から営業秘密が不正に取得された場合)	不正取得行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>他社の情報管理室に侵入し、機密情報が記録されたファイルや媒体を窃取する行為</li> <li>電子データを無断で複製し、これを自ら使用したり第三者に開示したりする行為</li> </ul>
	悪意転得行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>盗み出されたものとなりながら、他社の機密情報が記載された文書を購入する行為</li> </ul>
	善意転得後悪意使用行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正取得されたものであることを知らずに他社の顧客情報を入手した後に、それが報道などで当該情報が不正取得されたものであることを知ったにもかかわらず、転売する行為</li> </ul>
正当取得行為 (保有者からいったん正当に取得した情報が、不正な目的で使用または第三者に開示された場合)	図利加害目的開示行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な製造方法を用いて製品の製造に従事していた従業員が退社し、別会社において当該製造方法を用いて同種の製品を製造する行為</li> </ul>
	悪意転得行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>元従業員が退職した会社に顧客データを返還しないで、その会社に損害を与えるため売り込んだことを知りながら、その情報を買取る行為</li> </ul>
	善意転得後悪意使用行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンサーが秘密保持契約に違反して製造ノウハウをそれとは知らない他社に売り渡した後に、その会社が業界紙を通じてその事情を知ったにもかかわらず、当該情報を他に転売する行為</li> </ul>

## 4. 営業秘密侵害行為への対抗措置

### [1] 民事上の措置

不正競争防止法上、一定の営業秘密の不正な取得・使用・開示行為については、不正に取得した営業秘密の使用・開示の禁止、当該営業秘密が記録された媒体の廃棄、消去などの「差止請求」、生じた損害額に対する「損害賠償の請求」、営業上の信用を害された場合は損害の賠償に代え、またはその損害の賠償とともに「信用回復措置請求」(判例では、新聞などへの謝罪広告掲載)が認められています。

#### ■営業秘密を侵害された側にとって有益な法律上の規定

##### 【技術上の営業秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定規定】

営業秘密のうち、技術上の秘密(生産方法その他一定のもの)の不正取得行為があり、不正取得者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物を生産したときは、当該技術上の秘密を不正使用してその物を生産したものと推定する規定が、不正競争防止法には定められています。

一般的に、技術上の営業秘密が不正取得され、その不正取得された営業秘密の使用が疑われる製品が出現しても、不正使用行為は不正取得者の工場など内部で行われることから、被侵害者が、不正使用行為を立証することは困難です。加えて、技術上の営業秘密の不正取得者は、その営業秘密を不正使用するのが通常です。そこで、侵害者が不正取得した技術上の営業秘密を使用する行為によって生ずる物を生産したとき、不正使用行為を推定することによって、被侵害者の立証負担が軽減されているのです。

## [2] 刑法上の措置

一定の悪質な行為については、「営業秘密侵害罪」として、刑事罰の対象となります（未遂行為も処罰の対象）。また、一定の営業秘密侵害罪については、その行為者個人が処罰されるだけでなく、法人に対しても罰金刑が科せられます。

内容は2017年3月13日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701  
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>